

空き家解体補助金 Q&A

Q 申請書はどこにいけばもらえますか

A 秩父市本庁舎 3 階危機管理課の窓口、もしくはホームページに掲載しておりますので、そちらをダウンロードしてお使いください。

Q 家屋の所有者や、昭和 56 年 5 月 31 日より以前に建築されたかをどのように判断するのですか

A 登記事項証明もしくは固定資産税評価証明書により判断します。

※未登記及び固定資産税未評価の家屋の場合は、所有者を証明できないため、登記をしてもらうか、固定資産税評価が必要になります。

Q 1 年以上居住していないことの証明とはどういうものですか

A 住民票等で、客観的に見て空き家の住所に 1 年以上居住していなかつたことが確認できる証明等になります。

※ 1 年以上の基準日を令和 3 年 6 月 30 日とします。令和 2 年 6 月 30 日より前に空き家になっていることが分かれば、補助の対象となります。

Q 未相続で相続人が複数人いる場合は、相続人全員の同意書は必要ですか。

A 相続人全員の同意書が必要になります。同意書の様式は市のホームページに掲載しておりますので、そちらからダウンロードしてください。その際、相続人の実印と印鑑証明書が必要となります。

Q 所有している空き家が特措法に該当しているのかどうか分らない

A 空家特措法に該当する（指定を受けている）特定空家とは、近隣の住民等に危害が及ぶ可能性が高い空き家となります。現在のところ秩父市に該当する物件はありません。

Q 既に解体工事が完了している空き家についても補助金の対象になりますか

A 既に解体工事が完了している空き家については、補助金の対象外となります。6月1日以降の申請時に現存し、解体工事未着工の物件が対象となります。

Q 解体工事を直ぐに開始したいのですが、解体を始めてもいいですか

A 補助金の対象となるためには、申請し交付決定を受けた後に工事を開始していただく必要があります。

6月30日の申請〆切後に、7月中旬を目安（予定）に危機管理課から申請者に交付決定の通知を郵送しますので、それ以降に解体工事を開始してください。

Q 所有している空き家が店舗か住宅かどうか教えてほしい

A 秩父市役所資産税課で確認ができます。

Q 土地は借地ですが、補助金の対象になりますか

A 土地が借地であっても、要件に当てはまる空き家であれば補助の対象となります。

Q 新型コロナウィルスの関係で、直接窓口に申請をすることが難しいのですが

A 郵送でも申請は可能です。申請書と必要書類を添付の上、危機管理課へ送付してください。その際、申請書の電話番号記入欄に必ず電話番号の記入をお願いします。

Q 空き家を解体して更地にする工事でないと補助の対象から外れますか

A 補助対象外となります。近隣に危害を及ぼすおそれのある危険な空き家になることを未然に防ぎ、尚且つ利活用を推進することが、今回の補助金の目的となっています。単純に敷地の中にある空き家のみ解体し、別の物件が残っている場合は、補助の対象から外れます。更地にする工事について、ご不明な点がありましたら、危機管理課へお問い合わせください。

Q 同一敷地内に現住居と旧住居があり、旧住居には誰も住んでいない状態の空き家ですが、補助金の対象になりますか

A 補助金対象工事の要件に『空き家を解体し、敷地内を更地にする』となっております。同一敷地内の空き家は、普段の生活で利用又は管理されている物件とみなすため、空き家解体補助金の対象外となります。

※同一敷地とは、住所・地番のみを指すのではなく、周りの複数の土地を一体的に利用している場合は、その全体を同一敷地とします。

同一敷地について、ご不明な点がありましたら、危機管理課へお問い合わせください。

Q 補助金は先着順ですか

A 先着順ではありません。予算額を超える申請があった場合は、抽選とさせていただきます。

Q 各総合支所の窓口で解体補助金の相談を受けてもらえますか

A 各総合支所では相談を受けておりません。危機管理課の窓口へお越し頂くか、電話（0494-22-2206）で相談をお願いします。